

いんざい花だより

市内の花の情報をまとめて掲載

このたび、市ホームページに市内に咲く花の情報や、花咲くまちづくりにつながる活動支援情報をまとめたページを作りました。市民のみなさんが丹精を込めて栽培した花の写真を投稿できる「いんざい君の花アルバム」もありますので、ぜひご覧ください。

記・インシヤル可・コメント(栽培にまつわるコメントを150字以内)を記入し、投稿する花の画像を添付してメールで左記まで。  
企画政策課企画政策班(〒270-1396 印西市大森2364-2・☎内線472・FAX: kakuka@city.inzai.lg.jp)。

花アルバム投稿方法  
投稿者(自身または家族)が栽培した花壇など。  
作品タイトル(未記入可)・名前(未記入の場合合は匿名と表



市内に咲く花の情報を有名どころから自治会等の花壇まで、花咲くまちづくりにつながる活動支援情報とともにお知らせします。

- 市内の花の情報を有名どころから自治会等の花壇まで、花咲くまちづくりにつながる活動支援情報とともにお知らせします。
- いんざい君の花アルバム
- 投稿者(自身または家族)が栽培した花壇など。

市ホームページ上で公開中の「いんざい花だより」

外国人のみなさんへ～生活に役立つ情報を知るために～

市のホームページにアクセスし、トップページにある「印西市について」の「For foreigners」をご覧ください。

広報いんざい1日号の英語によるダイジェスト版が、市役所、各支所・出張所・公民館・図書館に置いてありますので、ご覧ください。

定期購読を希望する人は、下記まで連絡してください。

問い合わせ先：企画政策課企画政策班(電話：0476-42-5111・内線472、メール：kikakuka@city.inzai.lg.jp)。

For Foreign Residents ~ How to Get Useful Information ~

Access the city website and see "For foreigners" in "Inzai-shi ni tsuite" on the top page.

Find "INZAI NEWSLETTER", the English digest of Koho Inzai 1 Nichi-Go, at city hall, city branch offices, community centers and libraries.

Please feel free to contact below, if you would like to get the newsletters mailed to your home.

Inquiry: Planning and Policy Division (Kikaku Seisaku-ka)

Tel:0476-42-5111 (Ex.472)

Email:kikakuka@city.inzai.lg.jp

凡例 曜日 会場 内容 対象 定員 参加費 申し込み 問い合わせ HP ホームページ メールアドレス その他 携帯電話

相談

障がい福祉 巡回相談

障がい福祉サービスの利用や悩みなどの相談に相談員が応じます。(要予約)。  
いんば障がい福祉センター(〒270-1396 印西市大森2364-2)。  
☎内線472・FAX: kakuka@city.inzai.lg.jp)。

巡回相談日程

第1・3水曜日(祝日の場合はなし) 午前10時～正午	印旛支所 1階相談室
第2・4水曜日(祝日の場合はなし) 午前10時～正午	本笠支所 1階相談室

この冬使用した暖房器具を片付ける前に...

電気毛布・電気ミニマット・電気カーペットをご使用のみなさまへ  
愛情点検で 次の冬も安全に...!  
長年ご使用の暖房器具で、経年劣化が原因の火災事故が起きています。事故を未然に防ぐため、製品とその周辺のチェックを行います。

電気毛布・電気ミニマット・電気カーペット  
片付けポイント  
少しでもおかしと思ったら、販売店もしくは一般社団法人日本電機工業会(☎03-3556-5887)までご相談ください。

少しでもおかしと思ったら、販売店もしくは一般社団法人日本電機工業会(☎03-3556-5887)までご相談ください。

ミニ・ガイド パートII

- ◆花も嵐も踏み越えて「大震災被災者支援田植え祭り」
- ◆初夏のクリーン作戦
- ◆パイオルガンコンサート
- ◆「来たれ異教徒の救い主よ」
- ◆「パイオルガン試奏コーナーあり」
- ◆「来たれ異教徒の救い主よ」
- ◆「パイオルガン試奏コーナーあり」
- ◆「来たれ異教徒の救い主よ」

5/1～5/7は憲法週間

憲法記念日(5月3日)を中心とした5月1日～7日を、裁判所では「憲法週間」と定めています。法務省や検察庁、弁護士などの協力を得て、全国各地の裁判所では、例年この時期に法廷見学ツアーや各種説明会など、積極的に開催しています。こうした行事に興味のあるみなさんは、裁判所ウェブサイト(☎http://www.courts.go.jp)をご覧ください。また、下記とおり講演会・見学会を企画しているため、ぜひご参加ください。